

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月5日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第20号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後														
<p>(継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">育児休業承認請求書</p> <table border="1" data-bbox="230 847 1104 1177"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="230 847 1104 890">略</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="230 890 533 1134" rowspan="2">2 請求の内容</td><td data-bbox="533 890 1104 933">略</td></tr><tr><td data-bbox="533 933 1104 1134">(再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は<u>非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情</u>)</td></tr><tr><th colspan="2" data-bbox="230 1134 1104 1177">略</th></tr></tbody></table> <p>(注) 1・2 略</p> <p>3 「2 請求の内容」欄の「<u>非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業</u>」とは、佐賀県職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。</p>	略		2 請求の内容	略	(再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は <u>非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情</u>)	略		<p>(継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p>第2条の3 略</p> <p><u>2 前項の規定は、条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">育児休業承認請求書</p> <table border="1" data-bbox="1158 847 2031 1177"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="1158 847 2031 890">略</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1158 890 1460 1134" rowspan="2">2 請求の内容</td><td data-bbox="1460 890 2031 933">略</td></tr><tr><td data-bbox="1460 933 2031 1134">(再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、<u>非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情</u>)</td></tr><tr><th colspan="2" data-bbox="1158 1134 2031 1177">略</th></tr></tbody></table> <p>(注) 1・2 略</p> <p>3 「2 請求の内容」欄の「1歳6箇月までの子の育児休業」とは佐賀県職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「<u>2歳までの子の育児</u></p>	略		2 請求の内容	略	(再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、 <u>非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情</u>)	略	
略															
2 請求の内容	略														
	(再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は <u>非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情</u>)														
略															
略															
2 請求の内容	略														
	(再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、 <u>非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情</u>)														
略															

改正前	改正後
<p>4・5 略</p> <p>6 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業又は1歳6箇月までの子の育児休業をしようとする場合（<u>条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合</u>）に記入すること。</p> <p>7・8 略</p>	<p><u>休業」とは条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（6において同じ。）。</u></p> <p>4・5 略</p> <p>6 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業（<u>条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。</u>）、1歳6箇月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。</p> <p>7・8 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。